

**記載例**

**住民票・戸籍証明等郵便請求書**

※偽りその他不正な手段によって交付を受けた場合は30万円以下の罰金に処せられます。

(あて先) 山形市長

○請求者

令和 4 年 1 月 11 日

請求する日付をご記入ください。

住所	山形市 旅籠町二丁目3番25号		
氏名	山形 太郎	電話番号	( ) -

請求する方の住所、氏名、日中連絡の取れる電話番号(携帯可)をご記入ください。

○必要な住民票の写し(1通300円)

住所	山形市 旅籠町二丁目3番25号		
必要な方の氏名	山形 花子	生年月日	明大 昭平 令 12 年 3 月 4 日
世帯全員	通	世帯主及び続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 省略する
世帯の一部	通	本籍及び筆頭者氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 省略する
除票(死亡・改製・転出)	1 通	住民票コード	<input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載する
個人番号	<input type="checkbox"/> 記載する		
※外国人の方はご記入ください			
国籍・地域	<input type="checkbox"/> 記載する	特別永住者証明書の番号・在留カードの番号	<input type="checkbox"/> 記載する
在留資格等	<input type="checkbox"/> 記載する	通称の履歴(H24.7.9以降の履歴のみ)	<input type="checkbox"/> 記載する

○住民票の写しが必要な方はご記入ください。

必要な方の住所、氏名、生年月日をご記入ください。

住民票の種類を選択し通数を記入、「世帯主及び続柄」、「本籍及び筆頭者氏名」を選択しチェックしてください。(住民票コードは必要な方のみ選択)

「本籍及び筆頭者氏名」は、外国籍の方は記載されません。

外国人の方は必要な場合は選択してください。「国籍・地域」、「在留資格等」、「特別永住者証明書の番号～」の3項目については「記載する」を選択いただいたほうがよいと考えられます。

○必要な戸籍証明等

本籍	山形市 旅籠町二丁目3番		筆頭者	山形 太郎	
必要な方の氏名			山形 花子		
生年月日			明大 昭平 令 12 年 3 月 4 日		
戸籍	全部事項証明書(謄本)	450円	各 / 通	全部(現在・改製)	300円
	個人事項証明書(抄本)		通	一部(現在・改製)	通
除籍	全部事項証明書(謄本)	750円	各 / 通	本籍・筆頭者の記載	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
改製原戸籍	謄本(昭和(平成))		各 / 通	受理証明書	A4: 350円・賞状タイプ: 1400円
身分証明書		300円	通	届書記載事項証明書	350円
その他	( )	要問合せ	通	証明の必要な届(婚姻・離婚・死亡・出生)	年 月 日届出
相続等の手続きで戸籍を必要とする場合、下記にご記入ください。					
(山形 花子)が死亡したことによる手続きで、					
(出生)から(死亡)までの戸籍が(各 / )部必要					
( )の死亡記載のある戸籍が( )通必要					
戸籍の附票の請求の際、証明の必要な住所がある場合、下記にご記入ください。					
(宮城県仙台市)から(現在)の住所の載るもの					

○戸籍に関する証明書が必要な方はご記入ください。

必要な方の本籍、筆頭者氏名(戸籍の最初に書いてある方。亡くなられていても変わりません。)、主に必要な方の氏名(個人事項証明書、身分証明書などの請求のさいには必ず記入)、生年月日をご記入ください。

戸籍の種類を選択し通数を記入してください。  
全部(謄本): 全員の記載のあるもの  
個人(抄本)または一部: 必要な方のみ  
※附票は本籍・筆頭者の記載の有無を選択してください。

改製原戸籍: 法改正にともなって改製された(作り変えた)際の、その元となる戸籍。

昭和改製原戸籍: 主に昭和32年法務省令による「家」を基本単位とする戸籍から「夫婦」を基本単位とする戸籍に改製された際の元となる戸籍。

平成改製原戸籍: 平成6年の法務省令による改製された(戸籍が電算化)際の、その元となる戸籍。(山形市では平成22年10月改製)

身分証明書: 「禁治産または準禁治産の宣告の通知」「後見の登記の通知」「破産宣告または破産手続き開始決定の通知」を受けていないことの証明。

戸籍の附票: 本籍地における住所の履歴を記録したもの。戸籍の電算化にともなって改製と現在の2種類がある。(山形市では平成22年10月改製)

受理証明書: 各種の届出を受理したという証明書。普通紙を用いたものと、上質紙を用いた賞状タイプの2種類がある。

届書記載事項証明書: 各種の届書の写しを市区町村長が認証した証明書。(原則非公開)  
※届出をした市区町村で発行

○使い道

戸籍の届出 年金請求 パスポート申請 相続・登記 金融機関に提出 その他 ( )

使い道をチェックしてください。(委任状による代理請求の場合は必須項目)

○請求者と必要な方との関係

本人 配偶者・子・孫・父母・祖父母 同一世帯員 その他 ( )

請求者と必要な方との関係をチェックしてください。(その他の方は具体的に)

○備考

※関係が確認できる資料(戸籍等、コピーで構いません)が必要な場合があります。

住民票の写しは、本人・同一世帯員以外の請求  
戸籍証明等は、本人・直系親族以外の請求  
身分証明書は、本人以外の請求  
必要な方からの自署・押印のされた委任状を添付してください。